

催し

猪肉・猪汁を楽しむ会

【農林振興課】

ふるさと体験村（高野口山村体験交流促進センター）で、ぼたん鍋、焼肉、猪汁など人気のジビエ料理をお楽しみください。



- 日程 1月21日(日)
- 時間 午前10時～
- 開催場所 ふるさと体験村（高野口山村体験交流促進センター）
- 参加費 3,000円
- 定員 先着20人
- 申込方法 電話で申し込んでください。
- 申し込み・問い合わせ 農林振興課 ☎33-6113

初心者向けの点字講習会

【福祉課】

「点字って見かけたことはあるけど、どうやって打つんだろう」と思ったことはありませんか。点字の仕組みをわかりやすく学べる講習会です。



- 日程（全5回）
2月6日(火)・13日(火)・20日(火)・27日(火)、3月5日(火)
- 時間 午前10時～11時30分
- 場所 保健福祉センター
- 定員 先着20人
- 申込方法
氏名、住所、電話番号、生年月日を1月19日(金)までに下記へ連絡してください。
- 申し込み・問い合わせ
橋本市身体障害者連盟事務局（橋本市社会福祉協議会内）☎33-0294 ファクス33-4377

知ろう！学ぼう！橋本市の世界遺産・日本遺産
【シティプロモーション課】

- 日程 2月17日(出)
- 内容・時間
 - ①橋本と葛城修験
講師：宮本佳典氏（郷土史家）
午前10時～11時30分（開場：午前9時30分）
 - ②高野山への道（橋本市から始まる京大坂道）
講師：木下浩良氏（密教文化研究者）
午後1時30分～3時（開場：午後1時）
- 場所 東部コミュニティセンター
- 定員 先着50人
- 申込期間 1月11日(木)～2月10日(出)
- 申込方法
申し込みフォーム（右の二次元コード）から申し込んでください。
- 申し込み・問い合わせ
世界遺産・日本遺産トレッキング実行委員会事務局（シティプロモーション課内）☎33-6106



冷え症さようなら教室

【いきいき健康課】

- 冷え症を改善するための食事や運動について学びませんか。
- 日時 1月26日(金) 午前10時～午後1時
 - 場所 保健福祉センター
 - 対象 40歳～74歳までの市民
 - 内容 講義、調理実習
※軽い運動をしますので、動きやすい服装でお越しください。
 - 定員 先着15人
 - 参加費 400円（食材費）
 - 持ち物 エプロン、三角巾、マスク、筆記用具
 - 申込方法 電話で申し込んでください。
 - 申し込み・問い合わせ
いきいき健康課 保健予防係 ☎33-6111

橋本市文教施設使用調整会議

市内にある小・中学校の体育館や運動場を使用したい団体の代表者は出席してください。一つの学校につき一人の出席をお願いします。

- 日時 1月31日(水) 午後7時～
- 場所 教育文化会館
- 問い合わせ 生涯学習課 スポーツ係 ☎33-3704

（仮称）橋本市暮らしの便利帳を共同発行します

各種行政情報のほか、観光・歴史・医療などの地域情報を盛り込んだ「（仮称）橋本市暮らしの便利帳」を発行します。株式会社サイネックスと共同発行し、制作や配布の経費は株式会社サイネックスが広告収入で賄い、市の費用負担はありません。6月に市内全戸配布する予定です。

- 問い合わせ 秘書広報課 ☎33-2676

税

スマートフォンなどで確定申告書が作成できます

【税務課】

確定申告の期間中は、申告会場が大変混雑します。国税庁ホームページ内に、画面の案内にしたがって金額などの必要な事項を入力すると、確定申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」を掲載しています。作成したデータはマイナンバーカードを利用してイータックス（e-Tax）で電子申告（申告書の送信）や申告書の作成などができます。

●国税庁ホームページ

詳しくは、国税庁ホームページ（右の二次元コード）からご確認ください。



●提出先・問い合わせ

〒649-6592 紀の川市粉河807
粉河税務署 ☎0736-73-3301（音声案内）
※音声案内に従い、「2」を選んでください。

事業者の皆さんへ 給与支払報告書は1月31日(水)までに提出しましょう

【税務課】

事業者の皆さんが前年中に給与の支払いを行なった場合、支払額の多少にかかわらず、アルバイトなど非正規職員および専従者を含むすべての従業員の給与支払報告書を作成し、従業員の1月1日現在における住所地の市町村長へ給与支払報告書を提出する必要があります。提出方法など、詳しくは市ホームページをご確認ください。

●問い合わせ

税務課 市民税係 ☎33-6212

事業者の皆さんへ

個人住民税の特別徴収税額通知の受取方法が変わります

令和6年度から、エルタックスを利用した特別徴収税額通知の受取方法が変更となります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

【税務課】



- 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ（正本）での受取りが始まります
電子データでの受取りが選択できるようになります。受取りには、従業員に電子的（社内システム、メールなど）に配布するための体制が必要です。

- 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（副本）が廃止されます
紙（正本）と電子データ（副本）での双方での受取りはできなくなります。
- 問い合わせ 税務課 市民税係 ☎33-6212

●受取方法のイメージ

特別徴収税額通知	受取方法
特別徴収義務者用	書面を郵送で受取り 電子データをエルタックスで受取り 書面+電子データ（令和6年度から廃止）
納税義務者用	書面を郵送で受取り 電子データをエルタックスで受取り（令和6年度から導入）